

正倉院文書の訓読と注釈
月借錢解編 第七分冊

宮川 久美
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第七分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)
and Explanatory Notes on it

キーワード

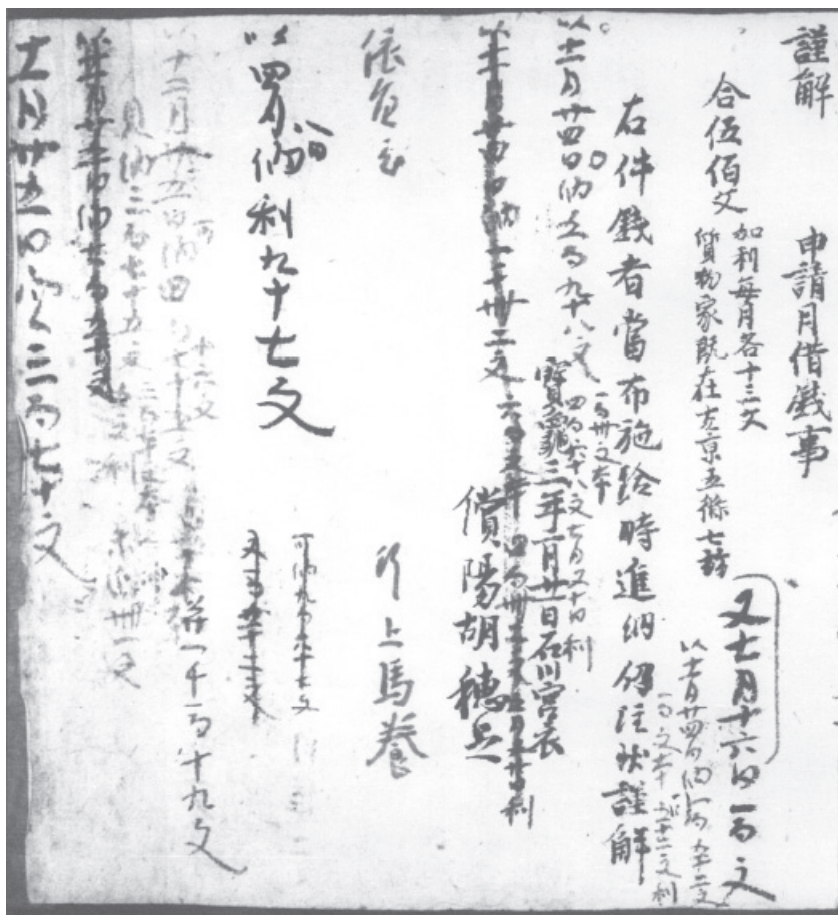
すでに 既 已

宮川 久美
MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
参考文献	第一分冊の6
本文編(第七分冊では71〜80のみ)	第七分冊の4
補注1(「毎」と「別」)	第一分冊の30
補注4(「成す・成し」)	第二分冊の22
補注7(大生子敷)	第六分冊の46
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

71 石川宮衣月借錢解 十九ノ三一五ノ三一六 続々修四十一一裏第67紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文（利は毎月つきごとに各おのの十三文を加ふ。質物は家既に。左京五條七坊に在り。）

右件の錢者布施を給はらむ時に當りて進納せむ。仍りて状を注して謹みて解す。

實龜三年二月廿一日 石川宮衣

償 陽胡穂足

（別巻1・巻）一員に依りて充てよ 行へ 上馬養

（別巻2）一又七月十六日、一百文 司

（返済記録1）四月八日、利九十七文を納む。

（返済記録2・巻）十一月廿四日を以て五百九十一文を納む。〈二百卅文は本。四百六十八文は七月又十日の利〉

（返済記録3・巻）十一月廿四日を以て一百五十二文を納む。〈二百文は本。五十二文は利〉

（返済記録4・巻）十一月廿五日 定三百七十文

（返済記録5・巻）十二月廿五日を以て四百十六文を納む可し

（返済記録6・巻）見に納むるは三百七十五文（三百七十文は本 五文は利）未だ進らざるは卅一文

注釈

既 「すでに」と訓み、すつかり、全くの意。「已」とも表記する。

「天の下須泥尔蔽ひて降る雪の光を見れば貴くもあるか」（万葉一―三九三

三）「已因訓述者、詞不逮心、全以音連者事趣更長」（古事記序文）

謹解 申請月借錢事

合伍佰文 加利毎月各十三文 質物家既在左京五條七坊

又七月十六日一百文 以十一月廿四日納一百五十二文

右件錢者、當布施給時進納、仍注狀謹解、

以十一月廿四日納五百九十八文 四百六十八文七月又十日利

寶龜三年二月廿一日石川宮衣

以十一月廿四日納一千卅二文 六百文本四百卅二文五月又廿日利

償陽胡穗足

依員充 行上馬養

以四月納利九十七文 可納九百六十七文

以十二月廿五日納四百七十五文 又一百五十二文 并一千一百十九文

見納三百七十五文 三百七十文本 未進册 一文

以十一月廿五日納七百五十文
以十一月廿五日定三百七十文

「小島 既磯、加茂島 既磯」(出雲風土記意宇郡)、「塩乾時者、已如陸地」(出雲風土記嶋根郡)

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

石川宮衣 経師。月借錢解では3352717589に見える。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

陽胡穗足 経師。陽侯・楊侯・揚胡にも作る。月借錢解では19717586に見える。

宝龜三年、奉写一切経所に出仕し、七年まで見える。

定 残りの意。負債の残高。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

*別筆1は裁可記録。

*別筆2は新たな借錢の裁可記録。

*返済記録1は二月二十一日から四月八日までの五百文に対する利息のみの返済を記録したもの。

*返済記録2は4行目のもの。返済された五百九十八文の内訳が、五百文に対する七箇月と六日分の利子四六八文および元本百三十文であることを示す。

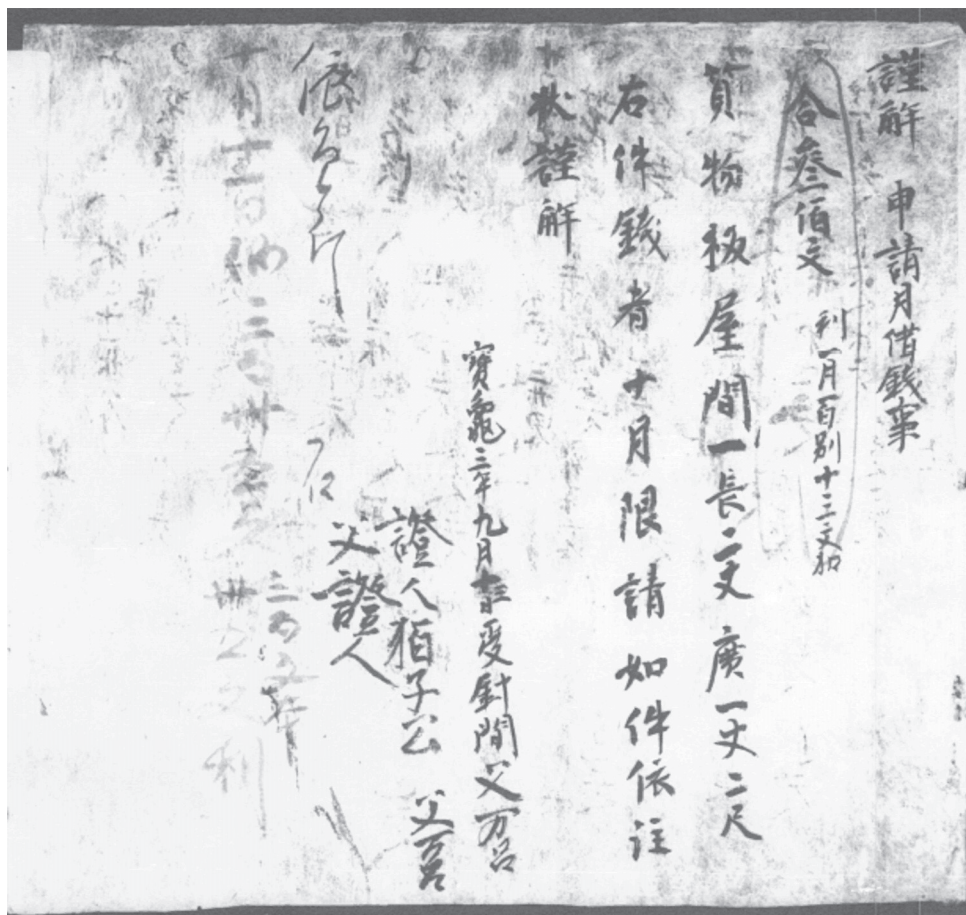
*返済記録3は2行目の下方に書かれた別筆1の左側に書かれている。

この時貸し出された百文に対する返済記録。

*返済記録4は十一月二十四日の返済の結果、まだ元本が三百七十文残っていることをメモしたもの。

*返済記録5は負債残高三百七十文に対する一箇月分の元利合計をメモしたもの。

*返済記録6は5と一連の記録で、現に納めたのが三百七十五文、このうち、三百七十文を元本返済に充当し、五文を利子に充当するが、四十一文まだ納め足りないことをメモしたもの。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（利は一月に百別に十三文を加ふ）

質物は板屋一間 長さ二丈、廣さ一丈二尺

右件の錢者十月を限りて請ふこと件の如し。依りて状を注して謹みて解す。

寶龜三年九月十三 受針間父万呂

證人 狛子公

（別筆・朱）
一員に依りて行へ「石」

（返寄記録・朱）
十一月十一日、三百卅五文を納む。〈三百文は本、卅五文は利〉

注釈

参佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

十三文加 正格の漢文の語順では「加十三文」。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

針間父万呂 はりまのかせまろ 木工。天平宝字六年、造東大寺司に服仕、造石山寺所に木工として名が見える。月借錢解ではこののみ。「父」は「かそ」とも「ちち」とも読み、いずれとも決めがたいが、かりに「かそまろ」と読んだ。「俗父を呼びて柯曾とす」（仁賢紀六年）「吾を待たすらむ知知波波らはも」（万葉集卷五―八九〇）等。

謹解 申請月借錢事

合參佰文

利一月百別十三文加

質物板屋間一長二丈 廣一丈二尺

右件錢者十月限請如件依注狀謹解

寶龜三年九月十日受針間父万呂

〔自筆〕
〔樂書〕
證人狛子公 父万呂

〔樂書〕
父證人

〔*1〕
依員行

石

〔*2〕
十月十一日納三百卅五文
〔三百文本
卅五文利〕

證人 事實の有無を証明する人。

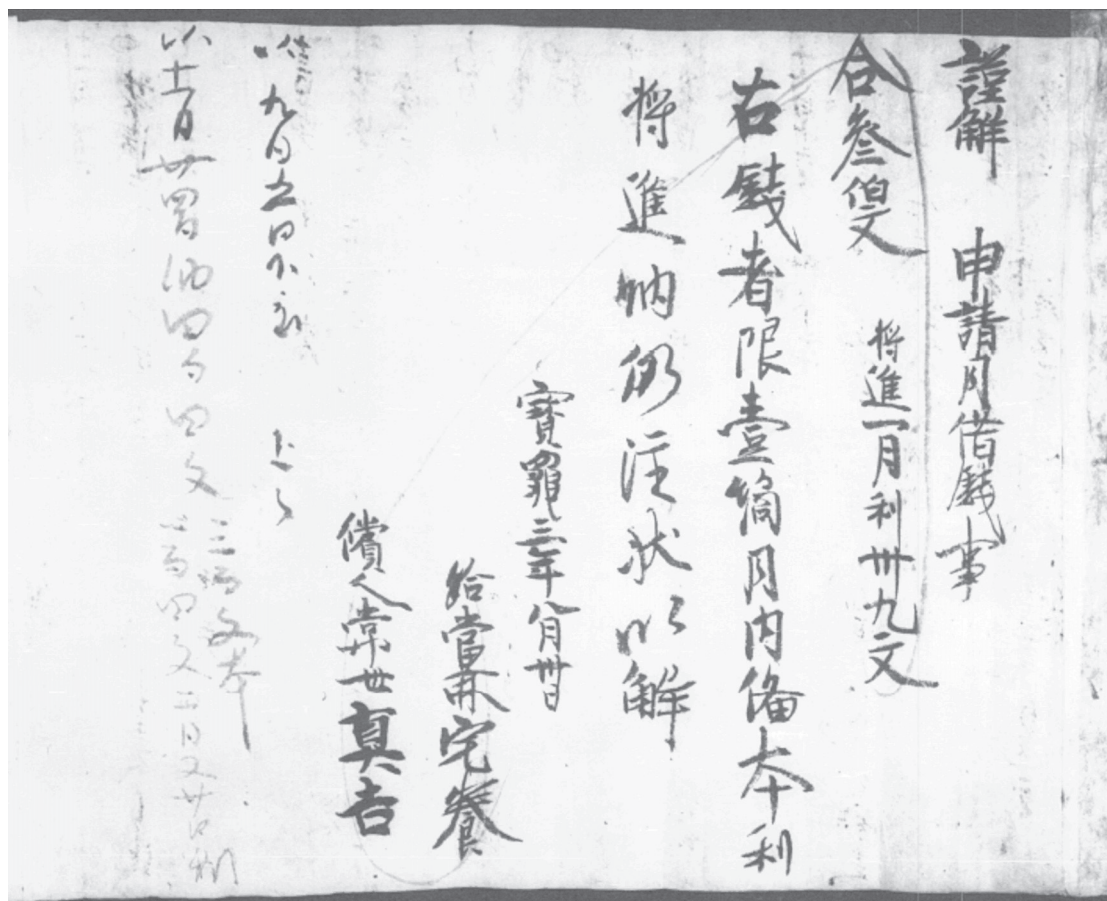
狛子公 こまのこぎみ 『大日本古文書』中、ここと9に見える。

石 安子石勝か。貸し出す金の出所として「石之」いはなり 「石勝之」いはかつなりと書かれ

ることが多い。『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」によれば、石勝の錢は造東大寺司にも報告されない性格の財源だっ

たとしている。1の注釈「司」参照。



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（将に一月の利卅九文を進らむ。）

右の錢者壹箇月の内を限りて本利備へて将に進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年八月卅日

給 當麻宅養

償人 常世真吉

（別筆・朱）
一九月五日を以て下し充てよ かみなり 上之

（返書記録・朱）
一十一月廿四日を以て四百四文を納む。 〔三百文は本、一百四文は二月又廿日の利〕

注釈

参佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別―「参」の二つの字形―」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

壹箇月 「箇」の字体は「簡」に作る。写真参照。

當麻宅養 たぎまのたかかひ 校生。名を鷹養にも作る。月借錢解では1に見える。宝龜三年に見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

謹解 申請月借錢事

合參佰文 將進一月利卅九文

右錢者限壹箇月内、備本利將進納、仍注狀以解、

寶龜三年八月卅日

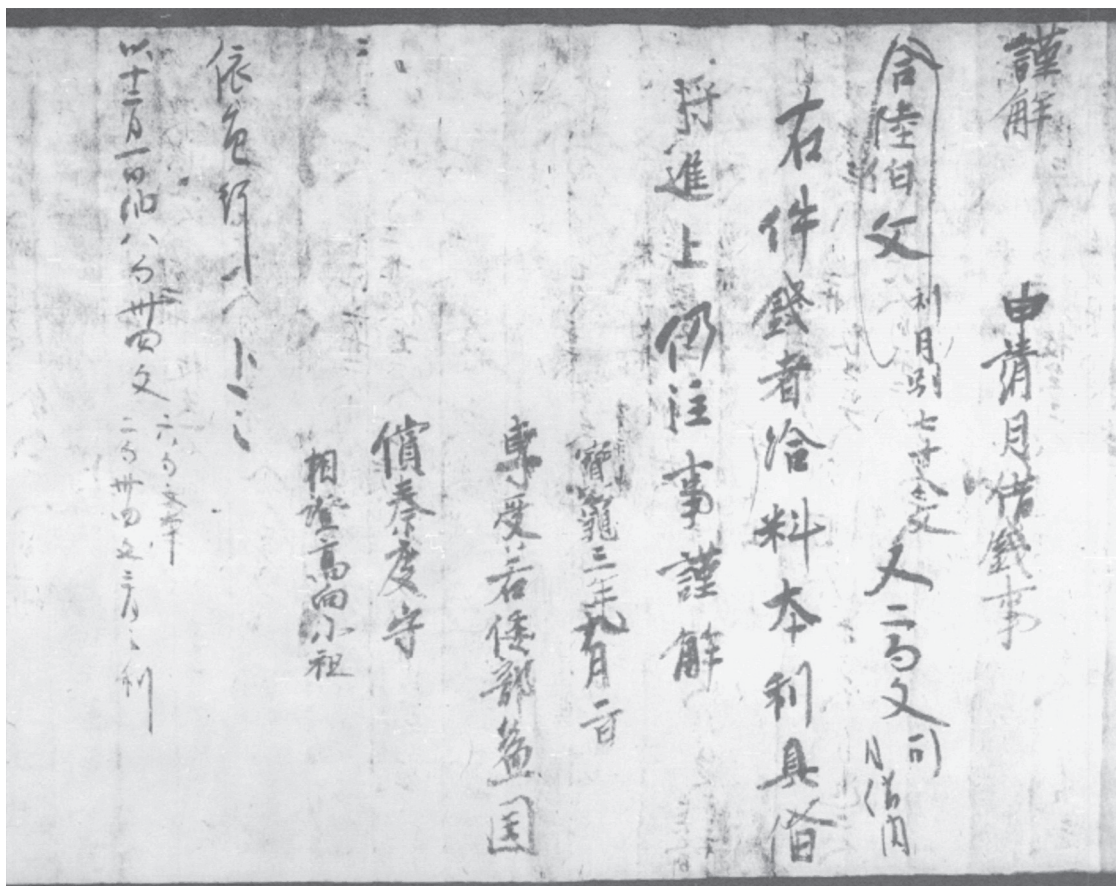
給當麻宅養

償人常世(自署)眞吉

以九月五日下午充 上之

以十一月廿四日納四百四文三百文本 一百四文二月又廿日利

とこよのまよし 常世眞吉 校生 宝龜三年、奉写一切経所において、経師手実・請暇解等に勘している。月借錢解ではこのみに見える。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す
 合はせて陸佰文（利は月別に七十八文）
 右件の錢者料を給はりて本利具備して將に進上せむ。仍りて事を注
 して謹みて解す。

寶龜三年九月二日

專受 若倭部益国

償 秦度守

相證 高向小祖

〔別筆一・本〕 一員に依りて行へ 上之^{なり}
 〔別筆二・本〕 又二百文（司 月借の内）
 〔返寄記録・本〕 一十二月一日を以て八百卅四文を納む（六百文は本、二百卅四文は三月
 之利）

注釈

陸佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

月別 『大日本古文書』は「別」の右側に転倒符を付しているが、写真
 では確認できない。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

給料 正格の漢文の語順だが、月借錢解ではほとんどが「料給」の語順
 になっていて、この語順で標記されるのは珍しい。補注3参照。

本利具備 正格の漢文の語順では「具備本利」となるべきところ、日本
 語の語順になっている。

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お

謹解 申請月借錢事

合陸伯文 利月別七十八文又二百文月借内司

右件錢者、給料本利具備將進上、仍注事、謹解、

寶龜三年八月二日九

專受若倭部益國

償秦度守

相證高向小祖

依員行 上之

以十二月一日納八百卅四文六百文本二百卅四文三月之利

よび補注2参照。

若倭部益國 經師。校生。疏生。舍人。月借錢解では374に見える。1

参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

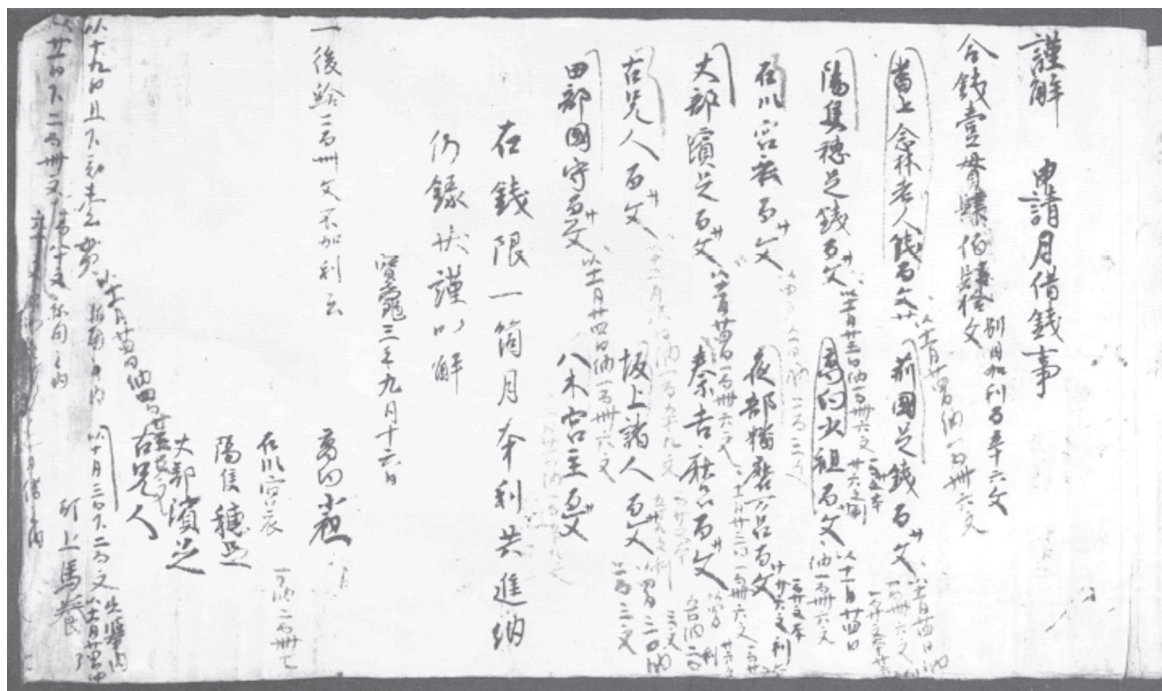
(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

秦度守 經師。月借錢解では374に見える。3参照。

相證 證人は事実の有無を証明する人をいう。1の注釈「保」参照。

高向小祖 經師。月借錢解では17192274758288に見える。17参照。

経師高向小祖等連署月借錢解 二十ノ三一二ノ三二四 続々修四十一ニ裏第1ノ2紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す

合はせて錢壹貫肆伯肆拾文（別月に利百五十六文を加ふ。）

番上 念林老人 錢百廿文 荆國足 錢百廿文

陽侯穗足 錢百廿文 高向少祖 百廿文

石川宮衣 百廿文 夜部播磨万呂 百廿文

丈部濱足 百廿文 秦吉麻呂 百廿文

古兄人 百廿文 坂上諸人 百廿文

田部國守 百廿文 八木宮主 百廿文

右の錢は一箇月を限りて本利共に進納せむ。仍りて状を録して謹みて以て解す。
（追記）

寶龜三年九月十六日

高向小祖

石川宮衣

陽侯穗足

丈部濱足

古兄人

一、後に給はりし二百冊文は利を加へずと云へり。

〔別筆1・朱〕
「十九日を以て且く壹貫を下し充つ（雑用之内）」

〔別筆2・朱〕
「廿一日を以て二百冊文を下す（二百八十文は雑用内、六十文は雑物の

内、已上月借之内）」

〔別筆3・朱〕
「十月三日を以て二百文を下す。（出舉内）」

〔返寄記録1・朱〕
「十一月廿三日を以て一百冊六文を納む。（二百廿文は本、廿六文は

林宅成を経師として貢進している。

荊國足 経師。天平宝字五年から宝龜五年に見える。月借錢解ではこのみに見える。

陽侯穂足 経師。陽胡・楊侯・楊胡にも作る。宝龜三年、奉写一切経所

に出仕し、宝龜七年まで見える。月借錢解では19 75 71 86に見える。

高向少祖 経師。月借錢解では17 19 22 74 75 82 88に見える。17参照。

石川宮衣 経師。月借錢解では33 52 71 75 89に見える。

夜部播磨万呂 経師。針間麻呂、播磨万呂、山部針間万呂にもつくる。

天平二十年、宝龜五年に見える。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 105に見える。

丈部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解

では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。

秦吉麻呂 経師。天平勝宝二年から宝龜四年に見える。月借錢解では59 75 83 84に見える。

古兄人 経師。宝龜三年、奉写一切経所に出仕した。月借錢解では62 75に見える。

坂上諸人 経師。小長谷坂上諸人にも作る。宝龜二年八月から四年に見える。月借錢解では38 62 75 84に見える。

田部國守 経師。田辺にも作る。14 23 75に見える。天平十五年から宝龜五年に見える。14 23では俗字体のくがまえに王であるが、ここは正字体である。写真参照。

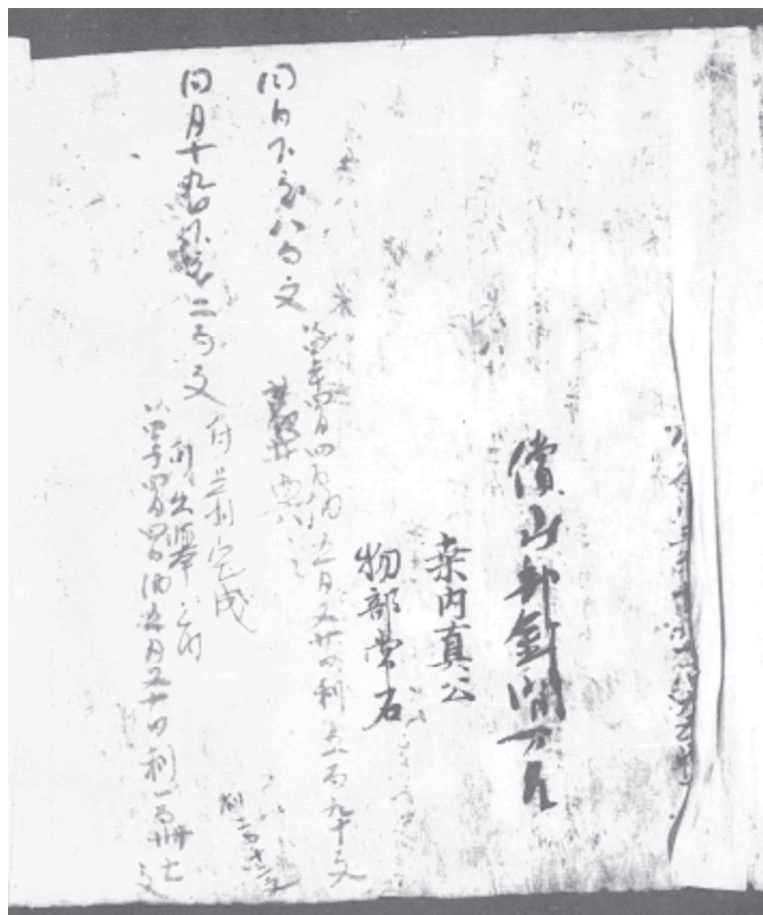
八木宮主 裝潢。月借錢解では13 43 57 58 75 80 83に見える。13参照。

本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

後給二百冊文 『大日本古文書』は「二」を「三」におこすが誤り。写真参照。初め、十二人がそれぞれ百文ずつ借りる旨記されていたが、

後から「廿」の一字が書き加えられていて（写真参照）、一人あたり、二十文ずつ多く借りている。「後に給はりし二百四十文」とはその合計。

経師大友路万呂月借錢解 二十ノ三二七〜三二八 続々修四十一〜二裏第3紙



訓読文

寶龜三年十月十日〔二カ〕日 大友路□□〔万呂カ〕

償 山部針間万呂

栗内真公

物部常石

〔別巻十一・巻一〕同日、八百文を下し充つ。葛井典之。〔

別巻二・巻一〕同月十九日、二百文を下し充つ。〔足羽宅成に付す。司 出舉之

内〕

〔返寄記録一・巻一〕四年四月四日を以て五月又廿日の利、五百九十文を納む。〔

〔返寄記録二・巻一〕四年四月四日を以て五月又十日利、一百卅七文を納む。〔

注釈

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

山部針間万呂 やまべのはりまろ 経師。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 105に見える。22参照。

栗内真公 くはうちのみまきみ 経師。月借錢解では15 21 28 62 76 86 93 95 102に見える。15参照。

物部常石 ちのぶのつねいしは 経師。月借錢解では49 57 63 76 95に見える。49参照。

葛井典之 あしはのやかなり 10の注釈「葛井典之」、1の注釈「司」参照。

足羽宅成 あしはのやかなり 東大寺舍人。写経所雑使。神護景雲四年から宝龜三年に見え

寶龜三年十月十日^(一カ)日大友路^(方呂カ)□□

^(針間万呂筆)
「償山部針間万呂」

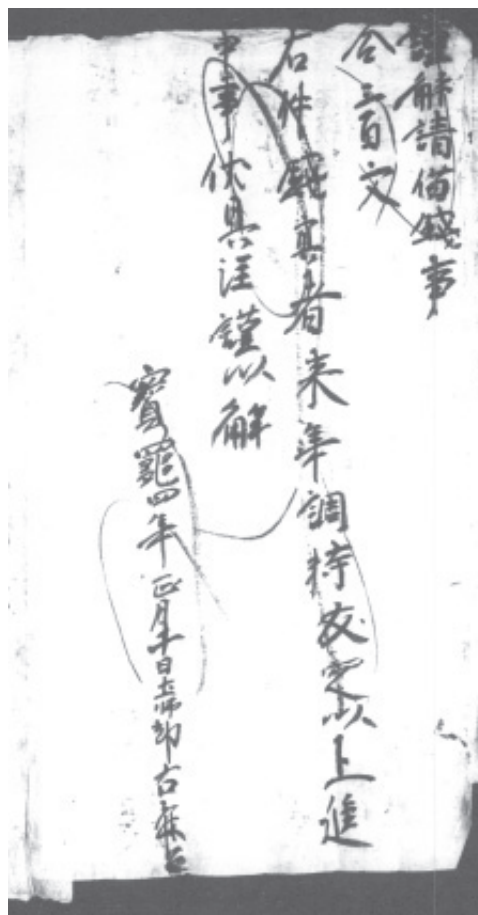
^(自署下所)
「兼内眞公」

「物部常石」

^(*)同日下充八百文^(*)
以四年四月四日納五月又廿日利五百九十文
葛井典之

^(*)同月十九日下充二百文^(*)
付足羽宅成
司出學之内
利二百十二文
以四年四月四日納五月又十日利一百卅七文^(*)

る。月借錢解ではここのみに見える。
*この解は前欠である。



訓読文

謹みて解す。借錢を請ふ事。

合はせて三百文。

右件みぎの錢、真者来年調持友定以上進申。事の伏ふし（状）を具さに注して謹みて以て解す。

寶龜四年正月十日 土師部古麻呂

注釈

土師部古麻呂 はじへのこまろ 土師古万呂にもつくる。天平宝字五年頃の官人歴名に

「掃守令史」と見える。月借錢解ではこのみに見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

真者来年調持友定以上進申 未詳。

事伏（状）具注 「伏」は「状」の誤りと見て改めた。語順は日本語の語順となっている。23の注釈「状具注」参照。

謹解請借錢事

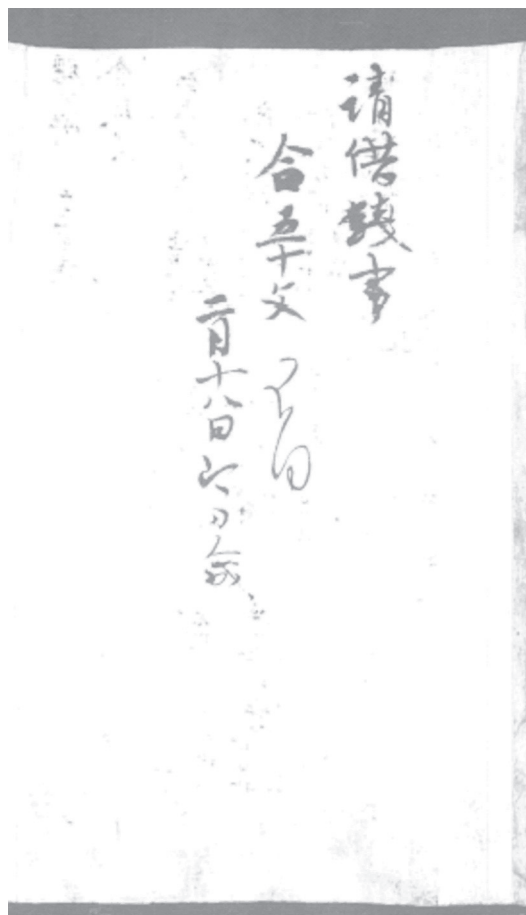
合三百文

右件錢、眞者來年調持友定以上進、申事伏疾具注、謹以解、

寶龜四年正月十日土師部古麻呂

78

阿刀人成借錢注文 二十一ノ二四〇 続々修二十四―五裏第38紙



訓読文

借錢を請ふ事。

合はせて五十文

二月十八日

阿刀人成

注釈

阿刀人成 あとのひとなり

校生。天平宝字六年、造石山院写経所に出仕した。月借錢解ではこのみに見える。

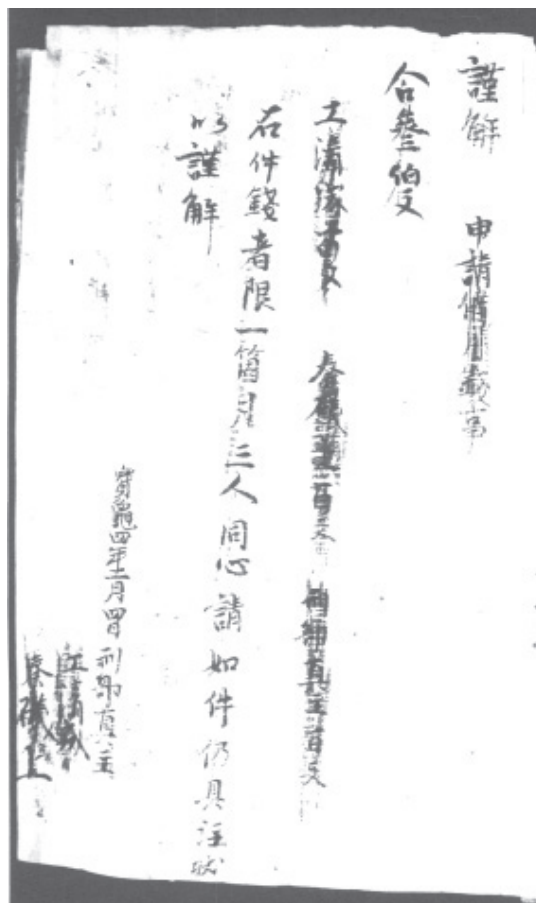
*異筆「不用」の文字あり。写真参照。

請借錢事

合五十文〔異筆〕
不用

二月十八日阿刀人成

刑部真主等連署月借錢解 二十一ノ二六八 続々修三十三―二裏第82紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す
合はせて参佰文。

工清成百文 秦礮上百文 刑部真主百文

右件みぎの錢者は一箇月を限りて三人同心にして請ふこと件の如し。仍りて
具さに状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年十一月四日 刑部真主

工清成

秦礮上

注釈

工清成 たくみのきよなり 経師。巧にも作る。7 10 20 38 79 86に見える。7 参照。

秦礮上 はたのえがみ 経師。石上・礮髪にも作る。宝龜二年、奉写一切経所に出仕し、

宝龜六年まで見える。月借錢解では32 79 94に見える。

刑部真主 おさかのみぬし 経師。天平宝字六年から宝龜六年まで見える。月借錢解では

32 51 79 102に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

三人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

謹解 申請借月錢事

合參伯文

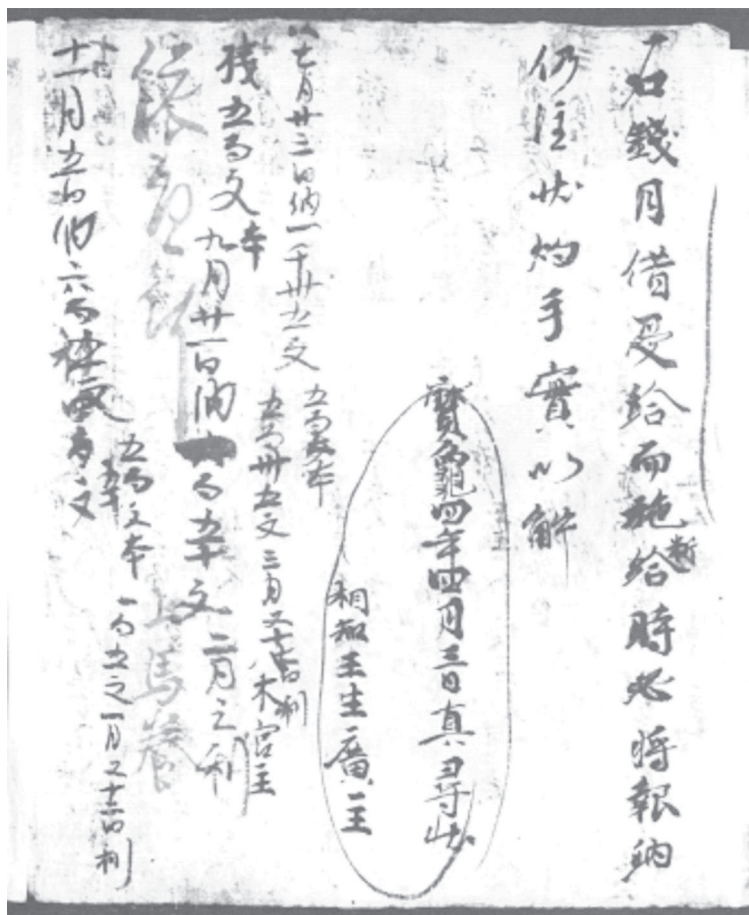
工清成百文 秦礪上百文 刑部眞主百文

右件錢者限一箇月三人同心請如件仍具注狀以謹解

寶龜四年二月四日刑部眞主

工〔自署〕清成

秦〔自署〕礪上



訓読文

右の錢は月借受け給はり而、施料を給はらむ時に必ず將に報し納めむ。仍りて状を灼らかに手実^{あき}に注し、以て解す。

寶龜四年四月三日 眞尋状す

相知 壬生廣主

八木宮主

別筆^朱 一員に依りて行へ 上馬養

〔[〔]宝龜四年四月三日を以て一千卅五文を納む 〔五百文は本、五百卅五文は三月

又十七日の利〕

〔[〔]残五百文 〔本、九月廿一日、一百五十文を納む。 二月之利〕

〔[〔]十一月五日、六百五文を納む 〔五百文は本、一百五文は一月又十二日

の利〕

〔[〔]利四百文〕

右錢、月借受給、而施^新時、必將報納、仍注狀、灼手實、以解

寶龜四年四月三日眞尋狀

相知壬生^(自署下同)「廣主」

「八木宮主」

[※]以七月廿三日納一千卅五^{五百文本}文^{五百卅五文} 三月又十七日利

[※]殘五百文^本 九月廿一日納六百五十文二月之利

[※]依員行

上馬養

^(異筆¹)十一月五日納六百五^{五百文本}文^{一百五文} 一月又十二日利

^(異筆²)利四百文^{五十}

【注釈】

大伴眞尋^{おほとものまひろ} 装潢。眞廣にも作る。月借錢解では54 63に見える。

施料給時 「施料」は写経の報酬。「料」「布施」ともいう。語順は

「給」が目的語の上に来るのが正格であるが、月借錢解では下に来るのがほとんどである。補注「料給時」参照。

報納 借りたものを返し納めること。月借錢解中、他に「納報」(6)、「鳥

取国万呂状」(202)に「未報逃亡」とある。『日本霊異記 中巻第九縁』にも

「借用寺物、未報納之」とある。

手実 手実は自ら記した報告書等の書類のこと。ここでは、この解文の

ことを指す。

相知 壬生廣主と八木宮主がともにこのことを関知する人として署名している。69の注釈「相知受」参照。

壬生廣主^{みぶのひろしぬし} 経師。天平宝字五年〜六年に見える。月借錢解では64 76 87に

見える。

八木宮主^{やぎのみやぬし} 装潢。月借錢解では13 43 57 58 75 80 83に見える。13参照。

*前欠である。

付記

なお、宮内庁正倉院事務所に写真の使用を届け出た。積文は、東大資料編纂所『大日本古文書（編年）』の積文を原文の体裁のまま転載した。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

（二〇〇九年二月九日）

（二〇一六年十二月九日補訂）